随意契約による市有地売却(払下げ)手続きについて

令和4年9月 茨城県北茨城市

<申込みのできる方>

【参加資格】

- ①処分代金の支払能力がある個人および法人
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員および暴力団関係者等で、警察当局から排除要請がある者およびその代理人でないこと
 - ③市税の滞納がない者
 - ④当該地を公序良俗に反する用途又は公共の福祉に反する用途に使用しない者

<申込みの流れ>

1 購入申込(「公有財産払下申請書」の提出)

先着受付順(※)です。総務課管財係へ以下の書類を持参または郵送(簡易書留又は書留郵便に限る)して ください。

- ※同一物件で同じ日に複数の方から申し込みがあった場合、後日くじ引きにより申込者を決定します。
- ・郵送の場合は、書類の到着日をもって受付日とします。
- ・くじ引きを実施する場合は、実施の日時は改めて通知します。
- ・指定された日時に来所できない場合は、当該事務に関係のない職員が代理でくじ引きを行います。

<提出書類> ※証明書類は発行日から3か月以内に限る

| 個 人(※共有の場合は、払下申請書以外 各1通) | 法 人 |
|--------------------------|----------------------|
| □ 公有財産払下申請書(利用計画書添付) | □ 公有財産払下申請書(利用計画書添付) |
| □ 身分証明書(本籍地の市町村が戸籍法第10条 | □ 登記事項正明書 |
| の規定に基づき発行するもの) | 口:印鑑登録证明書 |
| 口:印鑑登録正明書 | □ 市が発行する未納がないことの証明書 |
| □ 住民票の写し | |
| □ 市が発行する未納がないことの証明書 | |
| | |

2 契約保証金の納入

- ・購入申込の結果、不備がないとされた申込者については、払下の権利がある方として通知します。
- ・契約に先立ち、通知から5日以内に<u>売買代金の10%以上の契約保証金</u>を事前に別途お渡しする納付書により、金融機関の窓口にて納入していただきます。
- ※ 契約保証金は売買代金に充当することができます。
- ※ 契約保証金納付後、契約を締結しないなどの場合及び、契約締結後、売買代金の全額が契約期限までに

納入されない場合は契約が解除され、納付された契約保証金は市に帰属することとなり、返還されませんのでご注意ください。

3 売買契約の締結

- ・契約保証金の納入が確認された申込者と売買契約を締結します。
- ・契約書は総発課管財係で用意します(契約書内容はホームページ等でご確認ください)。
- ・契約書には実印を押印願います。
- ・契約書に貼付する印紙は購入者の負担となります。

4 売買代金の納入

・別にお渡しする納入通知書により期限(契約日から20日以内)までに売買代金を納入してください。 売買代金の納入日をもって、所有権移転となります。

5 所有権移転登記

- ・売買代金の納入後、市で所有権移転登記を行います。
- ・登記の際こ必要となる登録免許税は買受者の負担となります。

(登録免許税額は別途お知らせします。)

留意事項

- (1) 物件はすべて現状有姿での引き渡しになります。
- (2) 物件には当該土地上に存在するすべての工作物及び樹木が含まれます。これらに越境物があった場合には、相隣関係で処理してください。北茨城市は越境関係を解消するための折衝等は行いません。これは 契約締結後に越境関係が明らかになった場合でも同様です。北茨城市は一切関与しません。
- (3) 土地の利用にあたっては、建築基準法その他の関係法令等を遵守してください。なお、北茨城市の条例等により土地の利用方法について指導等がなされる場合がありますので、関係機関に確認してください。
- (4) 所有権移転前に、許認可等の申請や物件に立ち入って各種調査を実施しようとするときは、あらかじめ北茨城市の許可を得てください。
- (5) 土地購入後の一切の費用は、買受人の負担になります。
- (6) 建設に係る基礎工事の実施にあたっては、買受人等の責任(費用負担等)で地盤等を十分調査し、必要に応じて補強等の適切な措置を講じてください。
- (7) 敷地の地盤高は引き渡し時の造成高とし、原則変更はしないでください。やむを得ず変更する必要が 生じたときは、関係機関と協議のうえ、買受人等の責任(費用負担等)で施工してください。

なお、敷地の地盤高の変更及び住宅等の建設のために生じた建設残士(泥土を含む。)は、すべて買受人等の責任(費用負担等)で処理してください。

(8) 建設に伴う騒音、振動、ほこり等及び建設した住宅等に起因する電波障害、風害等の周辺への影響については、買受人等の責任(費用負担等)で対策を講じてください。

(9) 日照等での争いが起こった場合でも、北茨城市は関与しません。

利用制限

払下者は、払下げした市有地を次に掲げる用に供することはできません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業の用
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(当該団体の構成員等を含む。)の用
- (3) その他公序良俗又は公共の福祉に反する用